

1. 件名: 関西電力株式会社高浜発電所での協力会社作業員の負傷に係る面談

2. 日時: 令和3年12月6日(月)11時50分～12時10分

3. 場所: 原子力規制庁 3階打合せスペース

#### 4. 出席者

原子力規制庁

長官官房 総務課 事故対応室 田村室長補佐 高橋係長

原子力規制部 専門検査部門 吉野企画調査官

関西電力株式会社 東京支社 技術グループ マネージャー

#### 5. 要旨

(1) 関西電力株式会社(以下、事業者という。)から高浜発電所での協力会社作業員の負傷について、令和3年12月2日の面談に引き続き以下の説明があった。

- ・訓練前に行われていた危険予知活動には、負傷者含め他3名が参加しており、「ホースの展張に異常を確認した場合はすぐに連絡し車両を止めることや、訓練中むやみにホースに接近しないこと」が周知されていた。
- ・展張車にホースが引っ掛かった原因は、展張車内部の収納庫2つにそれぞれのホースが切り離されて収納されるべきところ、1つながりのホースとして収納されていたことによるものである。
- ・障害が発生した主な原因は、発電用原子炉施設によるものではなく、被災者の過失(「事前に訓練中むやみにホースに接近しないこと」と周知されていたにもかかわらず、展張車近傍のホースが被災者側に移動する範囲に侵入していたこと)が認められる。したがって、当該事象は、法令報告に係る訓令※にある第十四号の解釈のうち2. ①が適用できることから、法令報告には該当しないと考えている。

※実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第134条及び研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第129条の運用について(訓令)の制定について(令和2年3月18日 原子力規制委員会決定)

(2) 原子力規制庁はこれまでの説明事項が、事業者が他の関係行政機関へ説明している事項と照らして矛盾がないか改めて確認すること及び再発防止対策については引き続き原子力規制検査で確認していく旨を伝えた。

#### 6. 資料

- ・「高浜発電所協力会社作業員の負傷に関する実用炉規則第134条の事故故障報告の扱いについて」